

手塚良斎「医学所御用留」(五)

深瀬泰且

(校注者注・元治二年(慶応元年)) (三六丁ウ)

一、十月朔日夕、松前伊豆守、阿部豊後守官位被召離御役御免、
於国元慎罷在候様、自京師被仰出候事

一、同二日御供之面々四ツ時登城可致旨、陸軍奉行連名にて
廻状有之、則罷出候処左之通於牡丹間伯耆守殿被仰渡候事、
方今内外御事多之折柄、宸襟を不奉安御次第柄も是あり

御職掌ニ於て御心痛之余り御封閉被為在候、就ては一橋
中納言殿永々京師被在候事務ニも被相通候義 (三七丁オ)

二付、中納言殿江御相統御政務御讓被遊旨御所江御願置被
為在候、此段内意申達候様との御沙汰ニ候事

十月

一、同月三日朝六ツ時御供揃にて伏見還御被相成候事、御供
大手前二大隊、小川町半大隊、平岡越州、富永相州御供
之事、

一、同七日西丸江三番町伏見迄出張相成候事、
一、十一月朔日御達之写

井戸大内藏、山田十太夫、池田隄三郎達ス

(三二丁ウ)

毛利大膳末家並家老共之内当地江御呼出し之期限も候得
共、右二付而者先達松平安芸守より申立候趣も有之、此
度毛利大膳家老並井原主計、宍戸備後助登坂之趣京都表
江申越候間為心得御達し申候、
対馬守殿御渡御書付写

今般

御下坂可被遊旨被仰出候ニ付てハ、御城内外勤番之儀御着坂
前日より様可被取計候、明後三日京地 (三八丁オ)

御発途、伏見より御船ニ而被為

召、淀川通り御乗船大坂表江被為成候旨被仰出候、右之通り
被仰出候間在坂並御供之面々江可被觸候、

一、十一月三日晝七ツ時京師御発駕、伏見御中食にて御乗船、
淀川筋御通行、同夜六ツ半時御着坂ニ相成候事、西丸下二大
隊御供之事

同四日三番町二大隊下坂之事、奉行衆着坂為歡廻勤之事
(三八丁ウ)

一、同五日大手前二大隊着坂之事
一、十一月七日

伊賀守殿御渡御書付御目付小笠原摂津守より達
御先例御供之面々江

毛利大膳父子伏罪之義御疑惑之御廉々有之候ニ付、右為御礼
大目付永井主水正、御目付戸川銚三郎、松野孫三郎芸州広島
表江被遣大膳 且寄兵諸隊中之者も同断に呼承礼之上模様

寄惣御人数被差向候ニ付而ハ、口々討手之面々江出張之義

相達候

(三九丁オ)

御先列老番隊之面々者、十二月五日限り芸州広島江出張候様相達候間、式番隊以下御先例之面々引続出張候様可被致候、一、御持小筒組医師老人入用ニ付人撰之上、左ニ申上候、

御持小筒組附属医師名面申上候書付

取締両人

御雇医師

千村礼庵

右今般御持小筒組附属芸州表江御用被仰付度此段奉願上候

已上

十一月十日

高島祐啓

手塚良齋

一、同十一月四ツ時登城候処、小出播磨守殿以御書付左之通被仰渡候

(三九丁ウ)

申渡

千村礼庵

此度老番隊御持小筒組芸州広島江出張いたし候ニ付附属

罷越候様可被致候依之申渡

十一月十日

右之通り陸軍奉行衆被申渡候事、

一、十一月分御手当金九兩ト永百六十文御入用掛調役仮役所

ニ於テ仁羅山銀二郎殿受取候事、

一、十一月十三日夕御達御切紙、

大熊良達 (四〇丁オ)

桐原鳳卿

明十四日五半時

御用之義有之候ニ付

御城江右之人名可被差出旨伊賀守殿被仰渡候ニ付此段得其意候間、同刻御差添として御両人之内吾人可罷出旨陸軍奉行衆江達し有之候事、

右御達しニ付十四日五ツ時小生同伴御城江罷出候⁽¹⁾、於大広間大熊良達、同於御縁桐原鳳卿御目見被仰付上意有之ハツ時退出之⁽²⁾事、

一、大熊良達、桐原鳳卿、千村礼庵十一月十二月分御手当並九月十月薬価調役役所ニ於テ受取相渡シ候 (四〇丁ウ)

事、其外四局附医師十一月分御手当被下相渡候事、

伊賀守殿御渡

大目付

御目付江

御進発御供之面々旅御扶持方之義、此程相觸候通り四百俵以下之者江は是迄通り被下候、付ては尚又日数六十日分当地御蔵相場を以石代にて相渡、尤兼て相達置候通り糧米之分右日数丈ヶ上下人数ニ応じ引去り、残石代相添候筈ニ付、掛り御勘定組頭裏判取之受取候様可被致候、且日数並上

(四一丁オ)

下人数書御勘定所江差出受取之義も御勘定奉行、同吟味役可被談候

右の趣四百俵以下御供之面々江可被相觸候

十一月

一、十一月十五日西丸下大隊芸州広島表江出張相成候事、大熊良達、桐原鳳卿附属被仰付、千村礼庵事御持小筒組附属被仰付、御持小筒頭並大平鑛二郎隊ニ附属候事 (四一丁ウ)

一、西丸下病院掛り大沢良右衛門新掛り被申付候事

十一月廿日

取締医師江

歩兵隊之義以来急御用、復ハ俄御用之節假令急速之場合にても被申義、取締医師江御達候様取極候事

丑十一月廿一日

右之通伊勢守殿申渡候事

(四二丁オ)

十一月念四日

一、四局病兵惣調兩日ツツ取締兩人にて可被旨、富永相模守より達し有之本日兩人にて西丸下局相調候事

一、十一月廿四日於仮役所九月十月二ヶ月分四局御葉価受取夫相渡し相濟候事

一、四局病兵急ニ快方不致候者、其取締診察之上委細ニ取調名面可書上旨、陸軍奉行衆被申聞候旨富永相模守被申渡候、就てハ四局取調左之通り

十二月朔日

西丸下 五十人 大手 四十六人 (四二丁ウ)

小川町 二十八人 三番町 五十人

百七十人

右之外治療相加へ可致全快別帳といたし差出し候事

百三十三人

十一月晦夕、石村立介方より

一、十一月、十二月六十日分旅御扶持方江戸出立より六十日分五人口差引残金拾兩貳分式朱ト五分五リン受取候事、但シ米壹石九斗七升五合代なり

一、同高島祐啓、曲直瀬正迪、杉田杏齋、安井元達、奥山元省、山本長安共受付十二月朔相渡し候事

一、十二月六日十二月分月割御手当御度詰、石村立介より受付高島方にて夫々配当受取候事

十二月七日御達し

高島祐啓殿

溝口伊勢守 (四三丁オ)

手塚良齋殿

明八日五ツ時

御用之義有之候間、各方之内忝人御城江可被罷出候此如申達候

十二月七日

当日高島祐啓御城江罷出候処、左之通被仰渡候

御書付写し

木村玄昌

内村有庵

宮地忠迪 (四三丁ウ)

伊沢宗甫

影山貞斎

浜田秀斎

田村英斎

内山俊郷

右者步兵組療致手伝候ニ付、為御手当壹ヶ月壹人金貳兩宛被下旨、壹岐守殿被仰渡依之申達候

丑十二月

右之通伊勢守殿以御書付被申渡候事 (四四丁才)

一、右八人十二月九日於高島旅宿銘々江相達し候事

手伝規則

一、毎朝申合壹人ツツ為手伝病院江相詰候事、昼後調合

濟より差廻り可申候事

一、両科之内式人ツツ病院中江宿番相立候事、但し当時

人少ニ付壹人ツツ泊候事

(四四丁ウ)

一、以来万事手当者医師其科ニ限らず取締門人ニ相心得

候事

右之通り手伝連中江申渡候事

一、十二月七日夜盜賊高島旅宿江忍入候ニ付、取押町奉行江

引渡之振

町奉行衆

歩兵屯所附 御医師取締

高島祐啓

上本町八丁目寺町歩兵病院源光寺歩兵附医師取締高島祐啓

住居江、昨夜八ツ時頃怪數者忍入候ニ付取押候 (四五丁才)

処、盜賊肆ニ有之候間御引渡申度受取人御遣可被成候様致度

此段及御達候以上

十二月八日

右者当日高島氏登城伊勢守殿江内談、御同人町奉行衆江

其上書附差出し、同日夕町奉行より受取人被參受取当人引渡し候事

一、極月九日曲直瀬門人山本泰順、並山本長守門人熊谷善朴

療用手伝病院当直相勤候様申達し候事 (四五丁ウ)

一、十二月十二日溝口伊勢守殿より達し之写

取締医師江

高島祐啓門人 木村玄昌

手塚良齋門人 内村有庵

安井元達門人 影山禎齋

山本長安門人 田村英齋

右此度江戸表江差戻候病兵付添被仰付候依之申達候間、

銘々江可被達候 (四六丁才)

十二月十二日

十二月十七日西丸下病兵、影山貞齋附属出立、十八日大手前、

小川町病兵附属田村英齋、内村有庵、十九日三番町木村玄昌

附属出立被仰付候事

但シ其日各局病兵出立相成候事

取締医師江

木村玄昌 (四六丁ウ)

内村有庵

影山禎齋

田村英齋

右者此度病兵江戸表差戻候ニ付、道中付添被遣候ニ付、

月式両之外往返為御手当卷ヶ月金卷両式被下候旨
伊賀守殿被仰渡候依之申達候
十二月十七日 (四七丁才)

右之御書付十七日於御殿伊勢守殿被相渡候四局廻状差出し両
奉行御礼廻勤いたし候事

一、当八月より手伝被仰付候門人八人御手当卷人分拾両ツツ
合八人分金八拾両石村立介方より受取候事、同日高島江相渡
し候事
一、十二月廿九日江戸行門人四人、御手当拾式両石村立介方
より受取候事

注

(62) 老中の松前伊豆守崇広と阿部豊後守正外が兵庫開港を米英
蘭佛の四国代表に約束した罪によって、朝廷から罷免・処罰
を要求された。幕府はこれに屈して両者の免職・国元謹慎の
処分を決定した。徳川幕府はじまって以来の珍事で、幕府の
權威が地に落ちた表徴的な出来事である。

(63) 平岡越州は越中守四郎兵衛。和泉守ともいう。文久三年注
(13) を参照。

(64) 富永相州は相模守雄之助。文久三年注(12) を参照。

(65) 松平安芸守は安芸国広島藩主浅野長訓(一八〇九—一八六
九)。

(66) 穴戸備後助は長州藩家老、名は子誠(一八二九—一九〇一)。

(67) この箇所には脱字があると思われる。

(68) 毛利大膳父子は、長州藩主毛利敬親とその子広封(元徳)。
(69) 永井主水正は永井尚志(一八一六—一八九一)。慶応元年一
〇月四日に寄合から大目付に再任された。
(70) 戸川鉾三郎(一八三四—一八八五)は伊豆守。名は忠愛、あ
るいは安愛。慶応二年七月二三日に目付から大目付に昇進し
た。

(71) 長州成敗のために出陣する面々へ、大坂城において將軍の拜
謁があつた。『続徳川実紀』の慶応元年一月一四日の条に
芸州路出張之人々御目見、八ツ時過御表宣段……御城書院
へ出御、御上段御着座、芸州路出張之布衣以上御役人被
召出御目見

とある。さらに翌一五日の条には

五ツ半時四寸廻り御挟箱出……出張御先列

歩兵奉行 河野伊予守

歩兵頭 戸田肥後守

城 織部

徳山鋼太郎

騎兵頭 歩兵二大隊

山角磯之助

騎兵一大隊

右今日出立

陸軍奉行 竹中丹後守

御持小筒組之頭 大平鉞次郎

小筒組三小隊 大砲八門

右明一六日出立行軍

とある。

(72) 大平鉦二郎は文久三年九月一〇日に御持小筒組の頭並に就任し、慶応二年五月一九日に目付をへて、慶応二年二月二八日御持小筒組頭に就任した。

(73) この年の一月は大の月、二月は小の月なので、合計五九日になるはずであるが、この間の事情については不明である。

(74) 「御度詰」は「御渡詰」の誤記と思われる。

(75) これら八名はすべて歩兵屯所手伝医師である。手伝医師には屯所医師の門人が採用されている。木村玄昌は高島祐啓の門人、内村有庵は手塚良斎の門人、伊沢宗甫は杉田杏齋の門人、浜田秀齋は奥山玄省の門人、田村英齋は山本長安の門人、内山俊郷は俊卿が正しく、戸塚静甫の門人である。他の二名についてはその師を特定することはできない。

(76) これによって手塚良斎同様、高島祐啓も源光寺内の病院を宿所に行っていることを知ることができる。

(77) 山本長守は山本長安が正しい。

(順天堂大学医学部医史学研究室)